

様式第28 (第41条関係)

保有個人情報利用停止請求書

令和〇年〇月〇日

防衛装備庁長官 殿

氏名：^(ふりがな) _____

住所又は居所：
〒 _____

TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等

(1) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	令和 年 月 日
(2) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報が記録されている行政文書の名称等	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
(3) 利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

2 利用停止決定通知書等を書面により送付する場合における公印の押印の必要の有無

利用停止決定通知書等を書面により送付する場合には、公印の押印は省略としておりますので、この場合において公印を押印した利用停止決定通知書等を希望される場合は、以下の□にレ点を付してください（レ点がない場合は公印省略とさせていただきます）。

利用停止決定通知書等への公印を希望する。

3 本人確認等

(1) 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険資格確認書 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () (注) 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
(3) 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ ^(ふりがな) 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
(4) 請求資格確認書類 ア 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 () イ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

請求受付番号： _____

(裏面又は別添)

〈記載に当たっての注意事項〉

- 1 「利用停止請求の期限」
利用停止請求は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なわなければならないこととなっています。
- 2 「氏名」「住所又は居所」
あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により、利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。
連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。
なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
- 3 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」
 - (1) 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」
利用停止請求に係る保有個人情報について、開示を受けた日を記載してください。
 - (2) 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報が記録されている行政文書の名称等」
開示決定通知書の文書番号及び開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報が記録された行政文書の名称を記載してください。なお、保有個人情報の利用停止請求ができるのは、次に掲げるものです。
ア 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）
イ 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第90条第1項第2号）
 - (3) 「利用停止請求の趣旨及び理由」
ア 「利用停止請求の趣旨」
利用停止請求の趣旨は、「第1号該当」又は「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。
(ア) 「第1号該当」には、法第61条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、法63条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、法64条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は法第69条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。
(イ) 「第2号該当」には、法第69条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）又は法第71条第1項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。
イ 「利用停止請求の理由」
利用停止請求の理由は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。
なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別様に記載し、本請求書に添付してください。
- 4 「利用停止決定通知書等を書面により交付する場合における公印の押印の必要の有無」
利用停止決定通知書等に公印が押印されていなくても、通知書としての効力に影響は生じませんが、次の各号に掲げる通知書を書面により送付する場合において、公印の押印が必要であるときには、「利用停止決定通知書等への公印を希望する。」に、レ点を記載してください。
 - (1) 法第101条第1項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の通知書
 - (2) 法第101条第2項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の通知書
 - (3) 法第102条第2項の規定による延長後の期間及び延長の理由の通知書
 - (4) 法第103条の規定による利用停止決定等の期限の特例を適用する旨等の通知書
- 5 本人確認等
 - (1) 窓口来所による利用停止請求の場合
窓口に来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第29条において読み替えて適用する同令第22条（第4項及び第5項を除く。）に規定する運転免許証、健康保険資格確認書、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提出ができない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。
 - (2) 送付による利用停止請求の場合
保有個人情報利用停止請求書を送付して利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成された市町村等が発行する公文書に限り、その複写物による提出は認められません。）を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。
個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。
なお、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、当該個人番号を黒塗りしてください。また、健康保険資格確認書を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者番号・記号を黒塗りにしてください。
 - (3) 代理人による利用停止請求の場合
「本人の状況等」欄は、代理人による利用停止請求の場合に記載してください。
ア 法定代理人が利用停止請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提示又は提出してください。
なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村長等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。
イ 任意代理人が利用停止請求をする場合には、任意代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成された原本に限り、）を提出してください。ただし、委任状については、(ア)委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を添付するか又は(イ)委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対しに限り発行される書類の写しを添付して提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。